

山口FPの

事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー  
山口 大介

山口大介、59歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

## 資産の棚卸しをしてみましょう

### 保有資産の概要を把握

こんにちは、山口大介です。年末に向け街が華やぐ季節です。今回は、①相続財産の分割を巡って「争族」に発展するケースが増えていること、②争族を未然に防ぐには遺留分などを踏まえて「分け方」を考える必要があることをお伝えしました。しかし分け方を考えるには、そもそもどんな資産がどれだけあるのか、資産の全体像を把握することが欠かせません。定期的に「資産の棚卸し」をすることをおすすめします。経営者の資産の棚卸しで注意したいのが、自宅の土地や金融資産などの「個人用の資産」に加え、自社株の持分や個人名義のまま事業用として使っている土地・建物といった「事業用の資産」があることも多いこと。表1に資産例、表2に棚卸しのポイントを示しましたが、少し詳しく見ていきましょう。

### 注意したい貸付けや個人保証

まずは個人用の資産です。自宅の土地・建物に加え、第三者に貸している不動産、預貯金や有価証券など個人の金融資産を整理する必要があるのは一般の人と同じですが、

経営者が注意したいのが経営者個人のお金を会社に貸付けているケース(会社の経理上は役員借入金)や役員報酬の未収部分(会社の経理上は未払金、または未払費用)などです。個人の口座にお金はなくても、相続財産となります。一方、債務として経営者が借り入れているケースは、マイナスの財産となります(会社の経理上は役員貸付金)。

次に事業用を見てみましょう。自社株に加え、チェックしたいのが、経営者個人の名義になっている会社の土地・建物などがいないか調べること。こうした資産も専門家の手を借りて、相続税評価額の概算を掴んでおきましょう。

少し注意しておきたいのが、経営者の個人保証や自宅を担保に実行した会社の借入金は、会社が返せなければ個人資産で返済しなければならないこと。マイナス資産になる可能性があることは覚えておきましょう。また、この他忘れがちなのが、死亡退職金や生命保険の死亡保険金などです。「みなし相続財産」として、整理・管理しましょう。

財産の棚卸しが終わったら、各相続人の相続額がどれくらいになるか、具体的な数字で見てみましょう。あまりにも不公平になりそうな場合は、分け方の再考も含めて、対策を講じることが必要です。

M

■ 表1 相続財産となる資産例

本来の 相続財産	個人用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自宅の土地・建物</li> <li>● 自宅以外の不動産・車・会員権</li> <li>● 個人の金融資産(預貯金、有価証券、保険)</li> <li>● 会社に対する債権・債務 など</li> </ul>
	事業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社株</li> <li>● 会社が利用している経営者個人名義の土地・建物 など</li> </ul>
みなし 相続財産		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡退職金・死亡保険金 など</li> </ul>

■ 表2 資産の棚卸しのポイント

1	個人用だけでなく事業用の資産も洗い出す。
2	負債も忘れずにチェックする。
3	現時点での相続税評価額を確認する。
4	各相続人の相続額を計算する。
5	相続税額を試算してみる。